

令和4年第1回田川地区斎場組合議会定例会議事日程

令和4年3月3日(木) 午前10時開議
田川青少年文化ホール 大会議室

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 諸般の報告 令和3年度経過月分の出納検査について

日程第4 議案第1号 令和4年度田川地区斎場組合一般会計予算

日程第5 議案第2号 田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について

◎議長（皆川 高司議員）

定刻となりました。どなた様も、おはようございます。ただ今の出席議員は19名中、16名であります。よって、本会議は成立いたしました。ただ今より、令和4年第1回田川地区斎場組合議会定例会を開会いたします。なお、本日の会議に欠席届のあった議員は田守健治議員、佐々木正憲議員の2名であります。では、議事に移ります。日程第1「会期決定」を議題とします。お諮りします。会期は、本日の1日限りと致したいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決めます。日程第2「会議録署名議員の指名」を議題とします。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、指名いたします。会議録署名議員には、寺西明男議員、城島信幸議員を指名致します。よろしくお祈りします。次に移ります。日程第3「諸般の報告」を議題とします。お手元に配布のとおり、監査委員より令和3年4月から令和3年12月までの経過月分の出納検査報告の提出がありましたので、ご了承願います。次に移ります。日程第4・議案第1号令和4年度 田川地区斎場組合一般会計予算を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

皆さま、おはようございます。3月議会を控えての、公務ご多忙の折、本定例会に、ご出席を賜りまして御礼申し上げます。予算説明に入ります前に、令和4年の春を迎えての近々の斎場運営状況について、ご報告を申し上げます。まず、新型コロナに関連したことでございますが、令和2年1月に国内最初の感染者が確認をされて既に2年以上が経過をし、現在も住民不安が広がる中で、いまだ先の見えない状況が続いております。斎場におきましても今年2月には新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の取り扱いが既に11件も発生しております。火葬職員は、シールドや防護服などで感染対策を十分に行い二次感染を防ぐ対策を徹底し業務にあたっておりますが、コロナ終息による安住の日が来ることを住民と共に切に願うものであります。

また、投資事業面では、定期的な維持管理として火葬炉の設備を主体的に新たに令和4年度からは、斎場新設工事に向けて計画立案に着手を予定しております。今後も住民運営を第一義に、信頼のある施設運営に心がけ、邁進していく所存でございます。それでは、日程第4・議案第1号「令和4年度田川地区斎場組合一般会計予算」について、ご説明申し上げます。本組合予算の編成にあたっては、無駄のない実行性のある予算編成を行なっております。また、田川地区斎場の建替えによる新設工事業を計画的に進めて行くに当たり、毎年3,000万円の積み立てをしてきた施設整備基金積立金を、事業財源の安定化を図るために、令和4年度から6,000万円に引き上げることにいたしております。これは、平成25年、東京オリンピック・パラリンピック決定の直後に試算した事業費1億2千万円をもとに積立総額を3億円と設定し、平成28年度から毎年3,000万円を積立してきました。しかしながら、その後の原材料費や人件費等の高騰から、近年建築した同等の火葬場の事業費が20億円を超えるものになっていることから、過疎債の期限内である令和10年度の事業完了を目指して、自己資金の積立総額を3億円か

ら6億円に増額したものであります。今後は現地建て替えを第一案として、建築物の配置やデザインなどのレイアウト設計に着手し、事業方針の案ができましたら、組合議会に事務報告することができると思いますので、その際は、皆様に、ご意見を賜りたいと存じます。このことにより、令和4年度予算は、歳入歳出ともに、総額で1億8,138万8千円としております。予算構成は、2頁、3頁の「第1表・歳入歳出予算」のとおりとなっております。組合運営費の原資となる歳入予算では、2頁のとおり、市町村負担金が1億3,184万円と大半を占めるほか、斎場使用料収入など、自主財源4,954万8千円を確保し、予算を編成しております。歳出予算では、3頁のとおり、2款・総務費において、斎場施設に要する維持管理費が大半を占めるほか、組合職員の人件費など、組合運営費や施設整備基金積立金などで編成しております。前年度予算額との比較では、5頁の歳入歳出予算事項別明細書のとおり、3,718万1千円の増額となっております。この増額の主な要因ですが、先程、申し上げたとおり、施設整備基金への、年間積立額を3,000万円から6,000万円に増額したこと。新設工事事業の計画立案に欠かせないレイアウト基本設計委託料を300万円新規計上したこと。火葬用燃料である灯油価格が、原油価格の高騰を受け、値上がりしたことから300万円程度を増額したことなどによるものとなっております。また、4頁の第2表・債務負担行為では、斎場施設に係る6つの業務委託について、令和5年度契約分が速やかに執行できるように事前入札が可能となるように設定しております。その他、詳細につきましては、事務局が説明しますので、ご審議の程、よろしくお願ひ申し上げます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局、どうぞ。

◎事務局(松本 茂紀主任)

事務局からは、予算書8頁の「3の歳出予算」からご説明をさせていただきますので、お開き願いたいと存じます。まず、1款・1項・1目の議会費であります。議会運営費として、1節・報酬から9節・交際費を設け、前年度と同額の総額82万3千円を計上しております。次に款・項・目が変わり、2款・1項・1目の一般管理費です。組合運営費と斎場施設の維持管理費として1億7,947万6千円を計上しており、前年度と比較して、3,718万1千円の増額となっております。細節の説明に入らせて頂きます。まず、1節の報酬から5節の災害補償費までには、特別職3名の報酬と、事務局職員である一般職2名、会計年度任用職員4名分にかかる人件費として、合計で2,327万円を計上しております。次の8節・旅費です。会計年度任用職員の通勤手当に当たる費用弁償や管内旅費のほか、一般職員の普通旅費や先進地視察費用を合わせた69万9千円を計上しております。次の9節・交際費です。管理者交際費として、組合関係者への慶弔費として10万円を計上いたしております。次の9頁に移ります。10節・需用費です。火葬用燃料である灯油の購入費1,297万5千円を主に、光熱水費、消耗機材費など2,468万1千円を計上。11節・役務費です。電話通信料のほか、各種保険料など、82万8千円を計上。12節・委託料です。斎場施設の主要業務である火葬業務や清掃業務に係る斎場管理業務委託料4,950万円など、施設維持に要する13項目の委託料5,625万9千円を計上しております。13節・使用料及び賃借料です。ここでは、斎場予約システムや財務会計システムなど4項目のリース料とその他の合計として204万5千円を計上致しております。10頁に移ります。14節・工事請負費です。令和4年度では、火葬炉補修工事と、火葬炉附帯設備機器

取替工事のほか、待合室床改修工事を予定するもので、1,153万円を計上しております。次の17節・備品購入費は、存置科目としております。18節・負担金補助及び交付金です。職員研修を目的とする福岡県自治振興組合への負担金のほか、関係4団体への負担金として、4万8千円を計上しております。次の24節・積立金です。将来の斎場施設建替えに備えての施設整備基金の積立金6,000万円のほか、組合基金からの利息受入金1万5千円計上しております。項が変わり、2項・1目・監査委員費です。監査事務に要する費用として総額7万9千円を計上しております。11頁に移ります。款が変わり、3款・1項の公債費です。1目の利子では、歳計現金の残高不足に備えての指定金融機関からの一時借入限度額500万円を想定した短期借入返済利子1万円を計上。最後に、4款・予備費では、予見し難い緊急の歳出予算の不足に充てるため、100万円を計上いたしております。次に、この歳出予算の財源を補う歳入予算です。ページが戻りまして、予算書6頁を、お開き願いたいと存じます。はじめに、1款・分担金及び負担金では、斎場使用料など組合独自の自主財源では補えない財源を、構成団体から市町村分賦金として負担を願うもので、1億3,184万円を見込んでおります。次の2款・使用料及び手数料のうち、1項・使用料では、斎場使用料や普通財産使用料として、合計4,925万4千円を見込んでおります。7頁に移ります。項の段が変わりまして、2款・2項・手数料では、事務手数料として、火葬証明書発行手数料7千円を見込んでおります。款が変わりまして、3款・財産収入では、施設整備基金からの運用利子1万4千円を見込んでおります。4款・繰入金と次の5款・繰越金は存置科目としております。最後の6款・諸収入では、売店や自動販売機の電気料金の徴収金など27万1千円を見込んでおります。以上が歳入歳出予算の詳細でございます。以降、予算書12頁から15頁までは、特別職、組合職員の給与費明細書等を、16頁には「斎場施設管理業務委託料」にかかる債務負担行為に関する調書となっております。なお、その次の頁からは別紙として、令和4年度田川地区斎場組合予算附表を添付いたしておりますので、御参照を願いたいと存じます。以上で、令和4年度当初予算の詳細説明を終わります。

◎議長（皆川 高司議員）

ただ今、予算内容の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

柿田議員どうぞ

◎議員（柿田 孝子議員）

資料の4頁、先ほど債務負担行為の説明がありました。今日は令和4年度予算審議をするところでありますが、すでに令和5年から令和7年の債務負担行為がここに掲載されております。令和5年から令和7年までの4年の審議をする際に、すでに債務負担行為がここであげられている事について大変疑問に思います。まず、その点についてなぜこの時点で令和5年から令和7年の債務負担行為をあげなければならなかったのかをお尋ねしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

事務局どうぞ。

◎事務局（松崎 紀公場長）

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。第2表の債務負担行為につきましては期間が

令和5年から令和7年となっておりますが、入札の実施時期を令和4年度で実施させて頂くために今回、債務負担行為として設定させて頂いたものでございます。これは遅滞なく業務契約を締結するためには4年度で入札しなければ年度当初に間に合わないということで債務負担行為を設定させて頂いております。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員どうぞ

◎議員(柿田 孝子議員)

そうゆう理由を先程、言われましたけれども、まだ議会だって三回ありますよね。二回ですかね。この次の議会だって私は間に合ったのではないかと思いますし、令和5年から令和7年債務負担行為を組まれるとゆうことでは5年から7年ずっと同じ業者さんで行かれるってゆうことなのではないでしょうか。お尋ね致します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局どうぞ。

◎事務局(松崎 紀公場長)

まず一点目の業者は3年間は同じ業者となります。柿田議員が申しあげましたように9月議会でも間に合うのではないかとのご質問なのですが、当初から経費については決まっている業務でございますので、今回、決めるのも9月議会で決めるのも同じことだと思っておりますので今回速やかに4月の当初予算に上げさせて頂いております。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員どうぞ

◎議員(柿田 孝子議員)

まず、お尋ねいたしますが、まず業者が決まっているとゆうことを今言われましたけれども、この業者を決定する事については どうゆう手段で入札なのかどうなのかお尋ねしたいと思います。入札方法ですね。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局どうぞ。

◎事務局(松崎 紀公場長)

業者が決まっている訳ではなくて、今回、令和4年度で新たに執行計画を立てて業者を選考致しますので業者が決まっている訳ではございません。入札の方法、契約の方法ですが金額に応じて決まりますが、これらは指名競争入札になると思います。

◎議長(皆川 高司議員)

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論はございませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長（皆川 高司議員）

柿田議員どうぞ

◎議員（柿田 孝子議員）

今回債務負担行為が設定されておりますが、これ以上ですね債務負担行為を項目が増えるとなると議会のチェックの役割とゆうのが大変薄れてくるのではないかと思います。ですからこれ以上債務負担行為の項目が増えないことを指摘しておきたいと思っております。以上で反対討論といたします。

◎議長（皆川 高司議員）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

これで討論を終わります。これより採決に移ります。採決の方法は起立によりたいと思います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（反対2名 賛成13名）

◎議長（皆川 高司議員）

ありがとうございました。起立多数であります。よって、令和4年度「田川地区斎場組合一般会計予算」は原案のとおり可決しました。次に参ります。日程第5・議案第2号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題と致します。説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

二場管理者どうぞ。

◎管理者（二場 公人市長）

追加議案となりますが、日程第5・議案第2号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。本来、各市町村では昨年の12月議会に上程する案件であります。国が期末手当の減額調整案について第5波のコロナ対策の影響から方針が決まらず今日に至っており、今回、令和3年度の人事院給与勧告に基づき期末手当に係る所要の改正を行うものであります。改定内容は、第1に一般職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.15月引き下げ年間4.30月に改訂すること。第2に再任用職員の期末勤勉手当に係る支給規定を新たに条文として加えるものであります。以上が本案の改定内容であります。よろしく、ご審議の上御賛同下さいませようお願い申し上げます。

◎議長（皆川 高司議員）

ただいま、予算内容の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

柿田議員どうぞ

◎議員（柿田 孝子議員）

今回、人事院勧告に基づいて期末勤勉手当が引き下げをされるということでございますが、大体いくらくらいを引き下げになるのかお尋ね致します。また、再任用職員につきましても加えるとゆう風にあります。現状何人居られて、その方たちがいくらくらい、いくらくら下がるのか、まずお尋ねしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局どうぞ。

◎事務局(松崎 紀公場長)

影響額でよろしいでしょうか。一般職員に関しましては年間支給月数で計算致しますと0.15月分下がりますので一般職員は1名でございますので49,250円の減額となります。再任用職員につきましても1名、対象者は1名でございますので影響額は26,796円と算出致しております。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員どうぞ

◎議員(柿田 孝子議員)

再度確認ですが再任用につきましては、今度から新たに加えるとゆうことですね。下げるとゆうことではなく加えることですね。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

事務局どうぞ。

◎事務局(松崎 紀公場長)

その通りでございます。

◎議長(皆川 高司議員)

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

これで質疑を終わります。これより討論に移ります。討論はございませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

◎議長(皆川 高司議員)

柿田議員どうぞ。

◎議員(柿田 孝子議員)

議案第2号の田川地区斎場組合職員の給与に関する条例一部改正について反対の討論を致します。今回の条例改正では職員の期末勤勉手当を年間49,250円を下げようとしています。再任用につきましては新たに加えるとゆうことで、ここには私は反対致しません。一般職員の期末勤勉手当が引き下げをされることにつきまして反対致します。今、コロナで大変な時期だと思います。地域経済は確かに疲弊してきているかもしれません。田川地区斎場組合の職員の期末勤勉手当を引き下げるとゆうことでありますが、このことによって地域の職場やそうゆうところにも影響与え人事院勧告に基づいて支給している職場もあります。ですから更なる地場の経済を引き下げるとゆうことになりますので私は賛成することができません。公務員の賃金をまずは引き上げて地域経済を引き上げるべきだと思いますので、今回の議案第2号「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例について」は反対を致します。以上です。

◎議長（皆川 高司議員）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（皆川 高司議員）

これで討論を終わります。これより採決に移ります。採決の方法は起立によりたいと思います。本案に賛成の方の起立を求めます。

（反対2名 賛成13名）

◎議長（皆川 高司議員）

ありがとうございます。起立多数であります。よって「田川地区斎場組合職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決しました。以上で、本日会議に付された案件は、すべて終了いたしました。これをもちまして、令和4年第1回田川地区斎場組合議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。